

# 学位請求論文審査報告要旨

2017年1月18日

学位請求者 王 媛

論文題目 『教訓抄』に語られる中国音楽説話の研究

論文審査委員 安田 敏朗  
松原 真  
高橋 忠彦

## 1. 本論文の構成

本論文は、西暦1233年に成立した楽書『教訓抄』のなかの中国由来の音楽説話を検討したものである。唐代中国の音楽に関わる伝承とそれの日本における受容のあり方を考察し、中国の音楽文化が、どのような意図のもとで受容されていたのかを明らかにしようとしたものである。本論文の構成は以下のとおりである。

### 序章

第1節 『教訓抄』の内容と研究意義

第2節 先行研究と本研究の目的

第3節 本研究の構成と概要

### 第1章 唐代宮廷音楽の伝来と日本における受容

第1節 唐代宮廷音楽の内容

第2節 唐代九、十部楽の主な構成要素—四方楽—

第3節 遣唐使と唐代宮廷音楽の伝来

第4節 古代中世における日本雅楽の伝承の担い手

### 第2章 『教訓抄』の成立と性格

第1節 狛近真の生涯

第2節 『教訓抄』著述の動機

第3節 『教訓抄』と仏教説話集

第4節 『教訓抄』の概要

### 第3章 「迦陵頻」にまつわる伝承

第1節 仏典に説かれる迦陵頻伽

第2節 浄土変相図に描かれる迦陵頻伽—敦煌壁画と絹絵を例に—

第3節 迦陵頻伽が手にした楽器—唐代饗宴楽の反映—

第4節 日本における浄土変相図の伝承

第5節 『教訓抄』に伝えられる「迦陵頻」

### 第4章 「蘭陵王」にまつわる伝承

第1節	中国の歴史に書かれる蘭陵王高長恭の生涯
第2節	唐代に伝承されていた「蘭陵王」—物語性を有する散楽—
第3節	『教訓抄』に伝えられる「蘭陵王」—狛狛流伝承の舞楽—
第5章	「春鶯囀」にまつわる伝承
第1節	大曲分類の学説検討
第2節	唐代大曲の日本における受容
第3節	「春鶯囀」の中国における伝承
第4節	「春鶯囀」の日本における受容をめぐる説話
第6章	「蘇合香」にまつわる伝承
第1節	西域からきた香料
第2節	蘇合香の効果と宗教の場での使用
第3節	唐代に現れた楽舞「蘇合香」
第4節	『教訓抄』に記された舞楽「蘇合香」
第7章	「甘州」にまつわる伝承
第1節	甘州の地理的・歴史的 position と文化的背景
第2節	唐代における楽舞「甘州」の伝承
第3節	『教訓抄』に記される「甘州」
終章	
第1節	各章における論点の整理
第2節	本論文の成果と課題

## 2. 本論文の概要

第1章では、内容・起源・様式が異なる複数の音楽種目より構成される今日の日本雅楽のなかで、5世紀から8世紀にかけて中国大陸から日本へ伝来した外来楽舞、とくに『教訓抄』を著した狛近真が伝承した左方唐楽の主体である唐代宮廷音楽の内容を検討し、「徳」と「楽」を結びつけて国威を誇示する思想があることを指摘する。この宮廷音楽が遣唐使を通じて日本に伝来した。伝来の担い手は、楽人、留学生・留学僧、官人、渡来人などであり、大陸の楽舞が当時の先進文化の一端として古代律令国家に吸収され、日本の雅楽の不可欠な部分として体系的に伝えられ、国家的儀礼に用いられるようになった。

第2章では、『教訓抄』の著者である狛近真の生涯と『教訓抄』著述の動機を概観する。南都楽所に所属した狛氏は、左方唐楽を伝承する舞楽の代表的な楽家として雅楽の伝承と教習に携わった渡来人系の家系の一つで、狛近真は実兄に嗣子がいなかったために家を継ぎ、舞と楽の二道を継承し、数多くの秘曲を相伝した人物であった。『教訓抄』著述の動機は家芸断絶および、武士の台頭による雅楽の断絶の危機感にあった。そして『教訓抄』巻七「舞曲源物語」序文の検討を通じて、仏教説話を重視する考え方が狛近真の舞楽の捉え方であったとする。

第3章から第7章までは『教訓抄』の中国関連説話の事例が検討される。

第3章は舞楽「迦陵頻伽」が検討される。まず、漢訳仏典において浄土に住む人面鳥身で美声を持つ霊鳥として描かれる迦陵頻伽が浄土変相図のなかでどのように描かれたかを敦煌壁画と絹絵をもとに検討される。とくに注目したのは、仏典そのままに描かれる例とは別に、迦陵頻伽が楽人や舞人とともに本尊の正面で演奏する姿が描かれる例が多く、またそれらが唐代宮廷音楽の実際のあり方を反映していた点である。そこで描かれた迦陵頻伽が手にしていたのは、中国で伝統的に用いられてきた楽器である排簫に加えて、西域的な色彩が強い拍板、銅鈸と琵琶など、外来楽舞を積極的に取り入れた唐代宮廷饗宴楽で実際に用いられていた楽器であった。一方、日本の浄土変相図では、中国ではその全てに描かれているわけではない迦陵頻伽が浄土に必須の存在として描かれている。そして『教訓抄』は、舞楽「迦陵頻伽」の伝来経緯について、浄土にいる迦陵頻伽による供養舞を妙音天が奏でたものが舞楽「迦陵頻伽」であり、その妙音天が降臨して舞楽「迦陵頻伽」を婆羅門僧正に伝え、来朝した婆羅門僧正が供養舞としての「迦陵頻伽」を日本で創作した可能性を示唆している。このように『教訓抄』における「迦陵頻伽」の記述は、「迦陵頻伽」の舞と楽の発生そのものが仏の世界に由来すると説き、奈良時代に大活躍した婆羅門僧正を浄土と人間界を繋げる奇譚の証明者として仕立てている点に『教訓抄』の特徴があらわれると指摘した。

第4章では、北齊の皇族、高長恭をめぐる楽舞「蘭陵王」の古代中国における伝承とその性格を考察したうえで、日本舞楽に吸収され『教訓抄』に記された舞楽「蘭陵王」をめぐる伝承をこれと比較した。まず中国において高長恭の生涯について書かれた正史『北史』によれば、美貌と優しさと戦場における勇敢さで知られる英雄であり蘭陵王と呼ばれた高長恭が、その美貌ゆえに敵に侮られまいとして付けた仮面（兜）を味方の守備兵たちの前で脱いで素顔をさらした出来事から歌謡「蘭陵王入陣曲」が生まれた。そして唐代宮廷音楽で物語性を有する散楽として「蘭陵王」が流行したが、安史の乱以後、宮廷音楽の伝承が徐々に廃れるとともに舞楽「蘭陵王」も消えていった。一方、『教訓抄』の「蘭陵王」では、『通典』に語られた中国における伝承の内容を十分にふまえたうえで、あらたに舞を舞うことで天下泰平と国土豊穰の願いが叶うという内容を追加し、舞楽「没日還午楽」の由来を説く奇譚を付加した。こうした点から、中国の伝承に独自の仏教的解釈と奇譚としての性格を付け加えようとした狛近真の意図が読み取れるとしている。

第5章では、唐代宮廷音楽において歌・楽・舞を融合した大編成の楽舞として重要な位置づけを与えられた「大曲」のひとつである「春鶯囀」の成立について、『教訓抄』の記述を中心に日中両国の伝承を比較・考察した。中国では、まず鶯が出現して、その鳴き声が美しいために唐高宗の命によりそれをかたどった結果として「春鶯囀」が作られたとされる。これに対して『教訓抄』では、「春鶯囀」を奏した結果として鶯が集まってくるという、曲そのものに霊力があるとする独自の解釈を加えて由来を説く。さらに、「天長宝寿楽」と名付けられた日本独自の舞が「春鶯囀」の起源であるという説も加えている。ここにも著者の狛近真が中国の伝承をふまえながら独自の解釈を説く姿勢がうかがえる。

第6章では、唐代の文献に現れる楽舞「蘇合香」と、日本で現行雅楽の一つとして伝承される「蘇合香」の由来をめぐる『教訓抄』の記述が検討される。蘇合香は西域由来の香

料であったが、仏典では靈薬として記され、中国に入った蘇合香は本草文献では靈薬として記され、道教の場にも用いられてその使用が流行した。唐代に現れた楽舞「蘇合香」は、祭祀曲として使われたことが確認できる一方、その理由が靈薬としての効用であることを明記する記述が文献からは見つからない。これに対して『教訓抄』の記述では、中天竺のアショーカ王の病を癒した薬草としての蘇合香が由来として強調され、また、それを頭にかぶって舞うと御殿が香りで一杯になったことが曲名の由来であったと記される。このことから『教訓抄』は、蘇合香にちなんだ曲と舞の由来を意図的に中国ではなく天竺に求めたうえで、奇譚ともいいうる独自の説話を加えたと考えられる。

第7章では、唐代中国における辺境の甘州という地名を冠した楽舞「甘州」の伝承と『教訓抄』の音楽説話が検討される。晩唐時代にはすでに不完全な楽曲となっていた「甘州」について、胡部の曲と軟舞であったこと以外の伝承に乏しい一方、日本に伝来した舞楽「甘州」について『教訓抄』は、仏世界にいる金翅鳥への信仰、「甘州」という曲自体が靈力をもち、教化の力があるなどといった独自の奇譚を展開する。こういったところから、仏教の立場から独自に曲の由来を説こうとする『教訓抄』の編纂意図を読みとることができる。

### 3 本論文の成果と課題

本論文の成果は、唐代宮廷音楽の日本における受容に際して、仏教的解釈を付け加えたことの重要性を、唐代の史料の検討を通じた、『教訓抄』各説話の検討によって明らかにしたところにある。そこに著者・狛近真の意図をよみとっていくことで、『教訓抄』の成立に関するあらたな研究のひとつの方向を示したものとして高く評価されてよいだろう。

とはいえ、本論文にも以下のような問題点がある。

第一に、重要な論点である「日本的受容」、「仏教的解釈」といった用語が丁寧に議論されていない点である。なにをもって「日本的」とするのか、という議論は不可避であり、幅の広すぎる「仏教的」という用語についても再検討が必要である。多くの議論をこの用語で説明してしまっているため、議論が単調なものに陥ってしまった。

第二に、『教訓抄』のテキスト・クリティークが不十分である点がある。二松学舎大学でおこなわれているテキスト研究に全面的に依拠しているが、それ自体を慎重にあつかう姿勢も必要であったと思われる。また『教訓抄』の読解においても十分でない点がみられたのも悔やまれる。

第三に、『教訓抄』で語られた仏教的解釈や靈験譚を日本の仏教思想史のなかに位置づけることや、説話文学に位置づけるために関連する日本の中世説話などとの比較といったより広い文脈で考察する必要があった点も、今後の課題として指摘しなければならない。

### 4. 結論

以上のような議論すべき点はあるものの、審査結果にかんがみ、審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えます。

## 最終試験結果の要旨

2017年1月18日

学位請求者 王 媛

論文題目 『教訓抄』に語られる中国音楽説話の研究

論文審査委員 安田敏朗 松原 真 高橋 忠彦

2016年12月26日、本学学位規則第8条第1項に定めるところの最終試験として、学位請求論文提出者・王媛氏の博士学位請求論文「『教訓抄』に語られる中国音楽説話の研究」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、王媛氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を王媛氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。